

産業廃棄物処分業許可証

優  
良

住 所 秋田県秋田市新屋島木町1番82-2号

氏 名 豊興産株式会社  
代表取締役 石黒 慎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

秋 田 市 長 穂 積

志



許 可 の 年 月 日 平成30年12月5日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和7年12月4日

1. 事業の範囲

(裏面別表1のとおり)

2. 事業の用に供するすべての施設

(裏面別表2のとおり)

3. 許可の条件

(裏面別表1のとおり)

4. 許可の更新又は変更の状況

更新許可年月日：平成10年11月24日

変更許可年月日：平成11年11月10日

許可証書換年月日：平成15年3月5日

更新許可年月日：平成15年12月5日

更新許可年月日：平成20年12月5日

更新許可年月日：平成25年12月5日

許可証書換年月日：平成29年10月1日

中間処理（天日乾燥）を追加

事業の一部廃止による許可証書換

水銀使用製品産業廃棄物等の記載内容追加による許可証書換え

本店所在地の変更による許可証書換え

許可証書換年月日：平成29年10月17日

更新許可年月日：平成30年12月5日

許可証書換年月日：令和元年12月11日

代表者の変更による許可証書換え

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有・**無**

(別表 1)

種類	施設の区分		中間処理 (脱水)		中間処理 (天日乾燥)	
	取扱:	特記事項	取扱:	特記事項	取扱:	特記事項
燃え殻	×		×		×	
汚泥	○		○		○	
廃油	×		×		×	
廃酸	×		×		×	
廃アルカリ	×		×		×	
廃プラスチック類	×		×		×	
紙くず	×		×		×	
木くず	×		×		×	
繊維くず	×		×		×	
動植物性残さ	×		×		×	
動植系固形不要物	×		×		×	
ゴムくず	×		×		×	
金属くず	×		×		×	
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず*	×		×		×	
銧さい	×		×		×	
がれき類	×		×		×	
動物のふん尿	×		×		×	
動物の死体	×		×		×	
ばいじん	×		×		×	
政令第2条第13号に規定の産業廃棄物	×		×		×	
自動車等破砕物	×		×		×	
石綿含有産業廃棄物	×		×		×	
水銀使用製品産業廃棄物	×		×		×	
水銀含有ばいじん等	×		×		×	

以上取り扱う産業廃棄物は特別管理産業廃棄物であるものを除く。

【備考】・表中の「○」は取り扱うことができるもの、「×」は取り扱うことができないものを示す。  
 ・※コンクリートくずにあっては、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。

(別表 2)

施設の種類	設置場所	設置年月日	能力 (処理能力又は埋立面積・埋立容量等)	許可年月 (又は設置届出年月日)	許可番号	備考
脱水施設	秋田県秋田市新屋町 字関町後232番地1	昭和56年5月20日	64m <sup>3</sup> /日・8m <sup>3</sup> /時 稼働時間8時間/日	昭和56年4月2日	—	移動・固定 併用
天日乾燥 施設	秋田県秋田市新屋町 字関町後232番地1	平成11年9月28日	15.49m <sup>3</sup> /日	許可対象外	—	

※ 移動・固定併用施設…移動で使用する場合は、発生現場内に限る